

市川市市民活動サポート用品の貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体の活動の支援を図るため、市川市市民活動団体支援基金等を利用して購入した用品（以下「市民活動サポート用品」という。）をボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人その他の非営利活動を行う団体（第3条において「非営利活動団体」という。）に貸し出すことにより、市民との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(市民活動サポート用品の種類)

第2条 貸出しをする市民活動サポート用品の種類は、別表のとおりとする。

(貸出対象団体)

第3条 市民活動サポート用品の貸出しを受けることができる団体（以下「貸出対象団体」という。）は、非営利活動団体であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 市内に事務所を有し、市内を主たる活動の場としていること。
- (2) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (5) 第10条第3項又は第4項の規定により市民活動サポート用品の貸出しを行わないこととされていないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかの要件を満たしていない非営利活動団体であっても、特に必要と認める団体については、貸出対象団体とすることができる。

(使用目的)

第4条 市長は、貸出対象団体が次に掲げる要件を満たす行事等において市民活動サポート用品を使用する場合には、これを貸し出すものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 市民の利益に寄与すること。

(3) 市民を主たる対象とすること。

(4) 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野のものであること。

(貸出しの予約)

第4条の2 市民活動サポート用品の貸出しを受けようとする団体は、当該市民活動サポート用品の貸出しを受けようとする日の前日（その日が市川市の休日を定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日以外の日とする。以下同じ。）までに、電話により、又は当該貸出しを行う窓口において、市長に対し、次に掲げる事項を明らかにして、当該市民活動サポート用品の貸出しの予約を申し出ることができる。

(1) 当該団体の名称

(2) 当該団体の代表者の氏名及び住所

(3) 当該予約に係る当該団体の担当者の氏名及び電話番号

(4) 市民活動サポート用品を使用する行事等、目的及び場所

(5) 貸出しを受けようとする市民活動サポート用品及び期間

2 市長は、過去に第6条第1項の規定による貸出しの承認の決定を受けたことがない団体から前項の規定による申出があったときは、当該団体が貸出対象団体に該当するかどうかを確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申出をした団体が貸出対象団体に該当し、かつ、当該申出のあった予約が前条に規定する要件を満たすものであると認める場合において、当該予約に係る市民活動サポート用品及び期間について、この項（次項の規定によりその例によることとされた場合を含む。第5項及び第6項並びに第6条第2項第3号において同じ。）の規定による受付がされた団体又は第6条第1項若しくは第3項後段の規定による承認を可とする決定を受けた団体がないときは、当該予約を受け付けるものとする。

4 前項の規定により予約の受付がされた団体は、次条の規定により貸出申込書を提出するまでの間は、第1項の規定の例により同項第4号及び第5号に

掲げる事項について予約の変更を申し出ることができる。この場合において、市長は、前項の規定の例により、当該予約の変更を受け付けることができる。

5 第3項の規定により予約の受付がされた団体（同項において「使用予定団体」という。）は、市民活動サポート用品の貸出しを受けようとする日の前日までに、同条の定めるところにより、同条の貸出申込書を市長に提出しなければならない。

6 使用予定団体が前項に規定する期限までに次条の定めるところにより同条の貸出申込書を市長に提出しないときは、第3項の規定による予約の受付はされなかったものとみなす。

（貸出しの申込み）

第5条 市民活動サポート用品の貸出しを受けようとする団体は、当該市民活動サポート用品の貸出しを受けようとする日の前日までに、市川市市民活動サポート用品貸出申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸出しの決定等）

第6条 市長は、市民活動サポート用品の貸出しを受けようとする団体から前条の規定による貸出申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、貸出しの承認の可否を決定し、市川市市民活動サポート用品貸出（変更）承認可否決定通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

2 前項の規定による市民活動サポート用品の貸出しの承認の申込みについては、次に掲げる要件を満たすときは、当該承認を可とする旨の決定をするものとする。

(1) 前項に規定する団体が貸出対象団体であること。

(2) 前項に規定する団体が第4条各号に掲げる要件を満たす行事等において市民活動サポート用品を使用すること。

(3) 当該申込みに係る市民活動サポート用品について、前項に規定する団体以外の団体が、第4条の2第3項の規定による予約の受付をされていないこと又は前項若しくは次項後段の規定による承認を可とする旨の決定を受けていないこと。

3 第1項の規定により市民活動サポート用品の貸出しの承認を可とする旨の決定を受けた団体（以下「貸出承認団体」という。）は、当該決定を受けた事項を変更するときは、次項の規定により市民活動サポート用品の引渡しを受ける日の前日までに、市川市市民活動サポート用品貸出承認決定変更申込書（様式第3号）により、当該変更の内容を市長に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、第1項及び前項の規定の例により、承認の可否を決定し、当該貸出承認団体にその結果を通知するものとする。

4 貸出承認団体は、市民部ボランティア・NPO課の執務室において、市の休日以外の日市川市本庁機関及び外部機関の執務時間に関する規則（昭和55年規則第2号）第2条第1項に規定する執務時間（次条第2項において「執務時間」という。）内に、市長に対し、市川市市民活動サポート用品貸出（変更）承認可否決定通知書（前項の規定により貸出しの承認を受けた事項の変更に係る承認を受けた貸出承認団体にあつては、同項の規定による通知を含む。）を提示して市民活動サポート用品の引渡しを受けるものとする。

（貸出期間等）

第7条 市民活動サポート用品の貸出期間は、10日以内の期間で市長が指定する期間とする。

2 貸出承認団体は、市民活動サポート用品を貸出期間の満了の日までに、市の休日以外の日市川市本庁機関及び外部機関の執務時間内に市民部ボランティア・NPO課の執務室に返納しなければならない。

（貸出料等）

第8条 市民活動サポート用品の貸出料は、無料とする。

2 市民活動サポート用品の引渡し、維持、修理及び返納に要する一切の費用は、貸出承認団体の負担とする。

（貸出条件）

第9条 市長は、市民活動サポート用品の貸出しに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市民活動サポート用品を適正に管理し、使用すること。
 - (2) 市民活動サポート用品は、第4条の使用目的以外の目的に使用し、又は転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならないこと。
 - (3) 市民活動サポート用品を使用するに当たっては、使用する行事等に参加する者等に対し、市民活動サポート用品の使用目的、貸出制度等を周知するよう努めること。
 - (4) この要綱の規定を遵守すること。
- (貸出しの取消し等)

第10条 市長は、貸出承認団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民活動サポート用品の貸出しの承認を取り消して、期限を付して市民活動サポート用品の返納を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により貸出しの承認を受けたとき。
 - (3) その他市民活動サポート用品を使用させることが不適當であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消して市民活動サポート用品の返納を命ずるときは、市川市市民活動サポート用品貸出承認決定取消等通知書（様式第4号）により同項の規定による取消しをした団体に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の場合において、同項の規定による取消しをした団体に対し、1年以内の期間を定めて市民活動サポート用品の貸出しを行わないものとする。この場合において、市長は、前項の通知書により、併せてその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による取消しをした団体が同項の期限を経過しても市民活動サポート用品を返納しないときは、当該団体に対し、再度、期限を付して返納を命ずるものとする。この場合において、市長は、前項の期間を延長し、又は、以後、当該団体に対する貸出しを行わないこととすることができる。

- 5 市長は、前項に規定する措置を採るときは、同項に規定する団体に対し、当該措置の内容を市川市市民活動サポート用品貸出停止期間延長等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（損害等）

第11条 貸出承認団体は、故意又は過失により貸出しを受けた市民活動サポート用品の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに書面をもって市長に報告するとともに、当該市民活動サポート用品の購入又は修理に要する費用の負担をしなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市市民活動サポート用品の貸出しに関する要綱の規定は、平成30年4月12日以後に予約の申出をする団体（予約の申出をしない団体にあつては、同日以後に申込みをする団体）に対する市民活動サポート用品の貸出しについて適用し、同日前に申込みをした団体に対する市民活動サポート用品の貸出しについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

別表（第 2 条関係）

市民活動サポート用品名	数量
パソコン	1
パソコン用スピーカー	1
P C 接続 D 端子用アダプタ	2
D V D プレーヤー	1
ブルーレイ／D V D プレーヤー	1
プロジェクター	3
簡易スクリーン（卓上用）	1
プロジェクタースクリーン	1
ワイヤレスアンプ	3
ワイヤレスパワースピーカー	1
ワイヤレスマイク	4
ワイヤレスピンマイク	2
コード付マイク	1
ワイヤレス送信機	1
立席用マイクスタンド	1
卓上用マイクスタンド	1
トランシーバー 5 セット	1
ハンズフリー拡声器	1
かんたんテント一式（蛇腹式）	1
かんたんテント用ウエイト（鉄製） 4 個セット	1
集会テント一式（組立式）	1
集会テント用ウエイト（プラスチック製） 2 個セット	1
電源用延長コード	1 1
ドラム式コードリール	3
テーブル	2

椅子	5
赤外線温度計（非接触型）	1
ラミネーター A 3	1
台車	4
H D M I ケーブル	1
ハート基金ノボリ旗	2
エコボカード・ノボリ旗（エコボ船長）	2 0
ノボリ旗用ポール	3 5
ノボリ旗用ウエイト（ポリエステル製・注水式）	7
スタッフ用ジャンパー（白色）	1 2
スタッフ用ベスト（白色）	1 6
グリーンスタッフ用ジャンパー（緑色）	5 6
ボランティアスタッフ用ジャンパー（桃色）	2 5